

事業者の皆さまへ

事業系一般廃棄物の減量 及び適正処理の手引き

目次

1. 事業系ごみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2. 事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
3. 廃棄物の適正処理・・・・・・・・・・・・・・・・P4
4. 廃棄物の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・P8
5. ごみ減量に向けた取り組み・・・・・・・・P9
6. 事業系ごみに関するQ&A・・・・・・・・P13

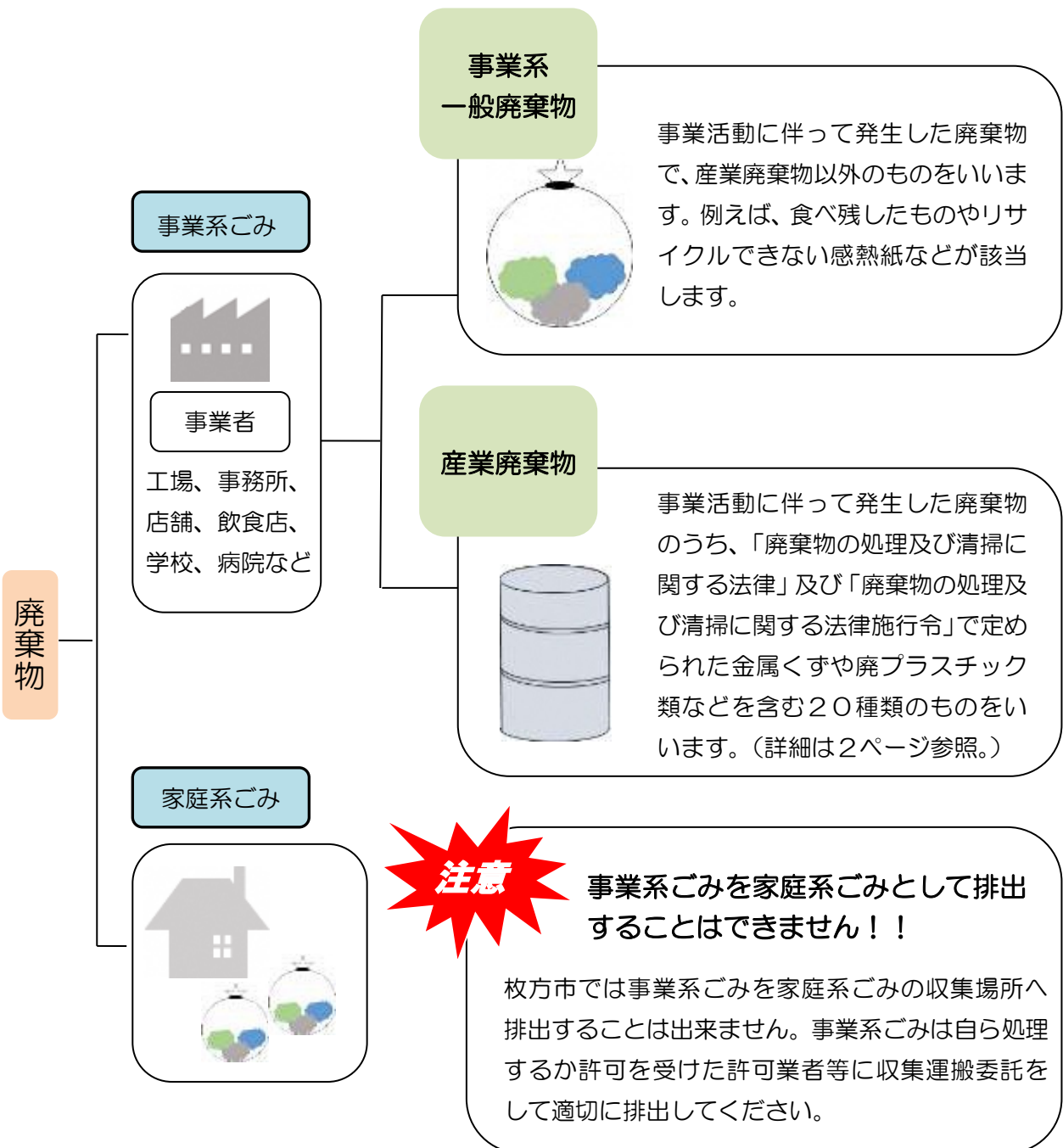
令和3年4月

枚方市 環境部

1. 事業系ごみ

廃棄物について

「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった、固形状又は液状のものをいいます。廃棄物は、家庭から発生する「家庭系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」に区分されます。さらに、事業系ごみは「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。



産業廃棄物の種類と例

すべての業種の事業活動に伴い排出される産業廃棄物	
種類	例
1. 燃え殻	廃活性炭、焼却灰など
2. 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥など
3. 廃油	廃潤滑油、廃エンジンオイル、廃食用油など
4. 廃酸	廃写真定着液、廃硫酸、廃塩酸などのすべての酸性廃液
5. 廃アルカリ	廃写真現像液、廃ソーダ液、金属石けんの廃液などすべてのアルカリ性廃液
6. 廃プラスチック類	発砲スチロール、化学繊維くず、廃プラスチック製品・容器包装など
7. ゴムくず	天然ゴムくず（※合成ゴムは廃プラスチック類）
8. 金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くずなど
9. ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	空きびん、レンガくず、陶磁器くずなど。コンクリートくずにあっては工作物の新築・改築または除去に伴って生じたものを除く。
10. 鉱さい	鋳物砂、不良石炭、各種溶融炉かすなど
11. がれき類	工作物の新築・改築または除去に伴って生じたコンクリート片、レンガ片など
12. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設や燃え殻、汚泥、廃油などを焼却する施設などで発生するばいじん、集じん施設で集められたもの。

特定の業種の事業活動に伴い排出される産業廃棄物	
種類	業種等
13. 紙くず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
14. 木くず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、木材・木製品製造業（家具製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業から生じた木くず・木材家具など ※【業種限定なし：木製パレット】（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む）
15. 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）
16. 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
17. 動物性固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場において処理した食鳥など
18. 動物のふん尿	畜産農業
19. 動物の死体	畜産農業
20.	汚泥のコンクリート固形化物など、1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの

2. 事業者の責務

事業者は事業活動に伴って発生した全ての廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する必要があります。

● 自ら処理するか、処理委託を

事業活動に伴って発生した廃棄物については、自らの責任において適正に処理しなければならないことが定められています。廃棄物については、自ら処理するか、許可を受けた処理業者等に委託して処理（収集・運搬、処分）を行わなければなりません。

● 製造、販売等の際に工夫を

物の製造、加工、販売等に当たっては、廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品、容器等の開発を行うとともに、廃棄物となった場合の処理方法について情報提供を行わなければなりません。

● 廃棄物の再生利用と減量を

廃棄物の再生利用を積極的に推進し、その減量に努めなければなりません。（9ページ参照）

● 国や市の施策に協力を

廃棄物の減量や適正な処理の確保等については、国や市が行う施策に協力しなければなりません。

事業者は、廃棄物を責任をもって正しく処理しましょう！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

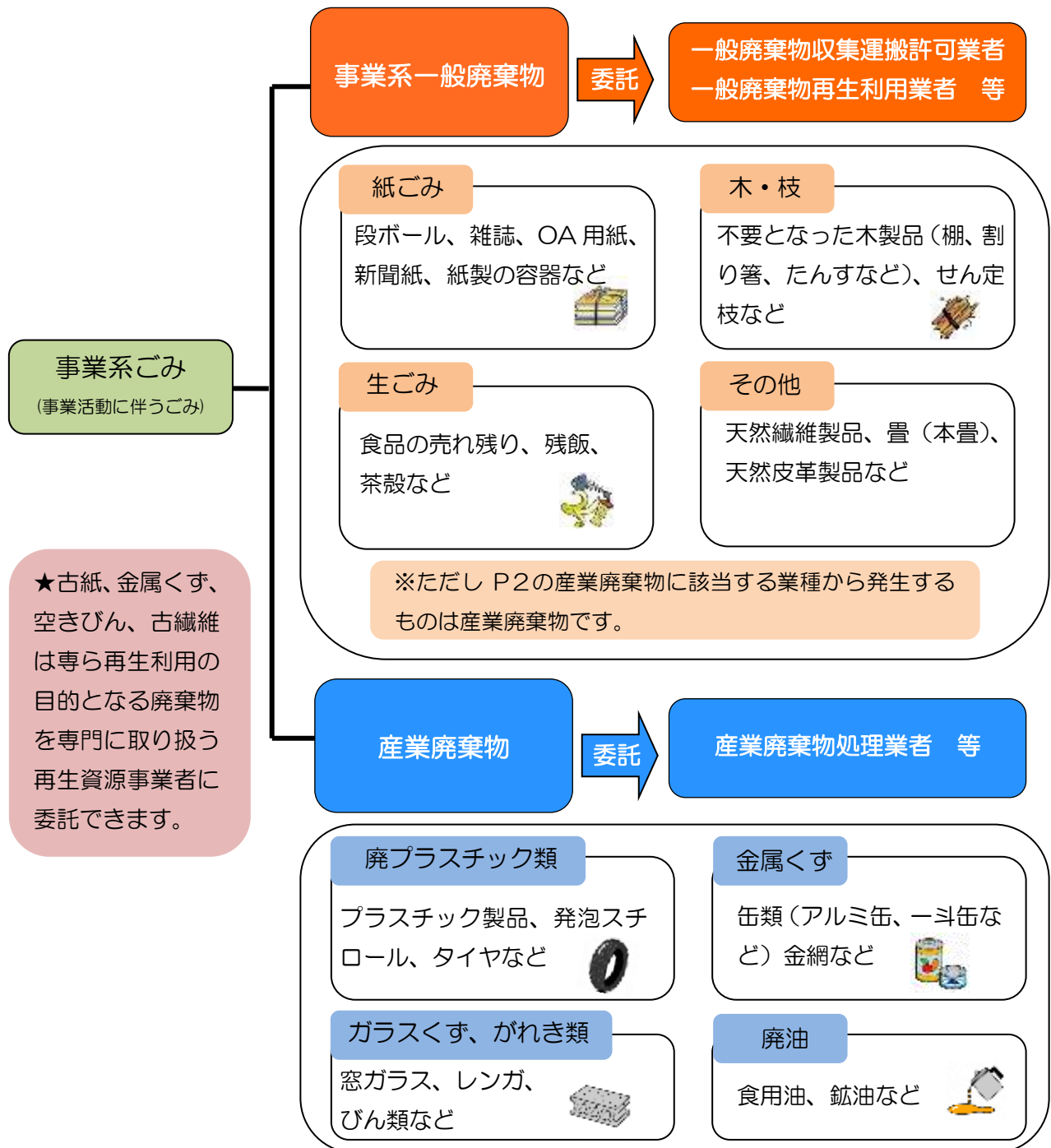
3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

「事業者」とは、事務所・工場・飲食店など営利を目的としたものだけでなく、病院・社会福祉施設・官公庁・学校などの公共公益事業を営む者も含まれます。

3. 廃棄物の適正処理

事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合には、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、枚方市より許可を受けている処理業者などに委託して、適正に処理してください。

廃棄物を適正処理するためには分別することが大切です。廃棄物が発生した時点で下記の分別を基本に、処分先や処分方法ごとに分別しましょう。



★古紙、金属くず、空きびん、古繊維は専ら再生利用の目的となる廃棄物を専門に取り扱う再生資源事業者へ委託できます。

※ 一般廃棄物や産業廃棄物を処理委託する場合、その廃棄物を処理する許可のない者に処理を委託すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはこの両方が科せられる可能性があります。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第6号)

事業系一般廃棄物の処理委託について

枚方市で事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は廃棄物の種類などに応じ、以下の(1)～(3)の手段があります。

(1) 枚方市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託

事業系一般廃棄物は枚方市の許可を受けた収集運搬業者に、処理を委託してください。なお、事業系ごみを家庭系ごみの収集場所へ排出することや、自ら清掃工場に搬入することはできません。

● 枚方市の許可を受けている一般廃棄物収集運搬業者（50音順）

事業者	事務所 所在地	電話番号
(株)アーバンキープ	枚方市春日野 2 丁目 2-1	072-859-0300
ガイア(株)	枚方市春日野 1 丁目 1-39	072-897-0012
(株)クリーンズ	枚方市町楠葉 1 丁目 3-18 尚山ビル 3F	072-857-0011
(株)コスミック	枚方市春日西町 2 丁目 1-7	072-859-5831
住吉エコサポート(株)	枚方市春日北町 5 丁目 16-8	072-808-9108
デルピス(株)	枚方市長尾家具町 2 丁目 5-10	072-866-0407
都市クリエイト(株)	枚方市春日野 1 丁目 1-39	072-858-0037
枚方ネットウルビーノ(株)	枚方市出屋敷西町 1 丁目 25-10	072-898-4455

枚方市が許可する一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託した場合は、次のルールを必ず守ってください！

- その1.** 枚方市の清掃工場では廃プラスチック類などの産業廃棄物を処理できないため、引き渡さないでください。
- その2.** 可燃物、不燃物は厳格に分別し、『無色透明または白色半透明の45リットル以下のポリ袋』に入れて出してください。
- その3.** ごみの発生抑制、再利用、リサイクルを積極的に行い、ごみの減量に努めてください。特にリサイクルできるもの（紙ごみなど）は、リサイクルをお願いします。

事業者のみなさまには排出ごみの適正処理に努めていただきますようお願いいたします。

(2) 枚方市が指定した一般廃棄物再生利用業者に委託

木くず、パンくず、揚げかす、魚あらについてはリサイクル推進の観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号及び第 2 条の 3 第 2 号の規定に基づき枚方市が指定した一般廃棄物再生利用業者に処理を委託することができます。

● 木くず

事業者	事務所 所在地	電話番号
(株)都市樹木再生センター	大東市大字龍間 698	072-869-0365
(株)前田造園	枚方市養父丘 1 丁目 2-26	072-809-2210

● 動植物性残渣（揚げかす）

事業者	事務所 所在地	電話番号
植田油脂(株)	大東市深野5丁目4-22	072-870-3555

● 動植物性残渣（魚あら）

事業者	事務所 所在地	電話番号
(有)山田肥料商事	東大阪市柏田本町 3-28	06-6728-8621
(有)浪速商会	大阪市生野区鶴橋3丁目1-44	06-6731-1535

(3) 再生資源事業者に委託

古紙（段ボール、雑誌、OA用紙、機密書類等）、金属くず、空きびん、古繊維については、専ら再生利用の目的となる廃棄物を専門に取り扱う再生資源事業者に委託することができます。

清掃工場における搬入物の検査

事業系ごみとして搬入されるごみの中には、産業廃棄物の廃プラスチック類やコンクリート、空き缶などの金属くず等の焼却処理できないごみが混入しており、焼却処理に支障を及ぼしています。このような不適正なごみの搬入は、設備の機能を著しく損傷させる恐れがあるため、定期的な搬入ごみ検査を実施し、検査の結果、不適正なごみが発見された場合は、搬入をお断りしています。ごみを排出する際には、正しく分別し、適正なごみの排出に努められますようお願いいたします。

搬入ごみ検査の様子



不適正なごみの混入例



廃プラスチック類（食品トレー、ペットボトル）、金属くず（空き缶）など



がれき類（レンガ、ブロック）



ガラスくず（割れた蛍光灯）



事業活動から排出されるがれき類、ガラスくずなどは産業廃棄物に該当します。一般廃棄物として排出することは出来ません！

食品トレー、ペットボトルなどの廃プラスチック類や空き缶などは産業廃棄物に該当します。一般廃棄物と一緒に排出しないでください！



4. 廃棄物の排出状況

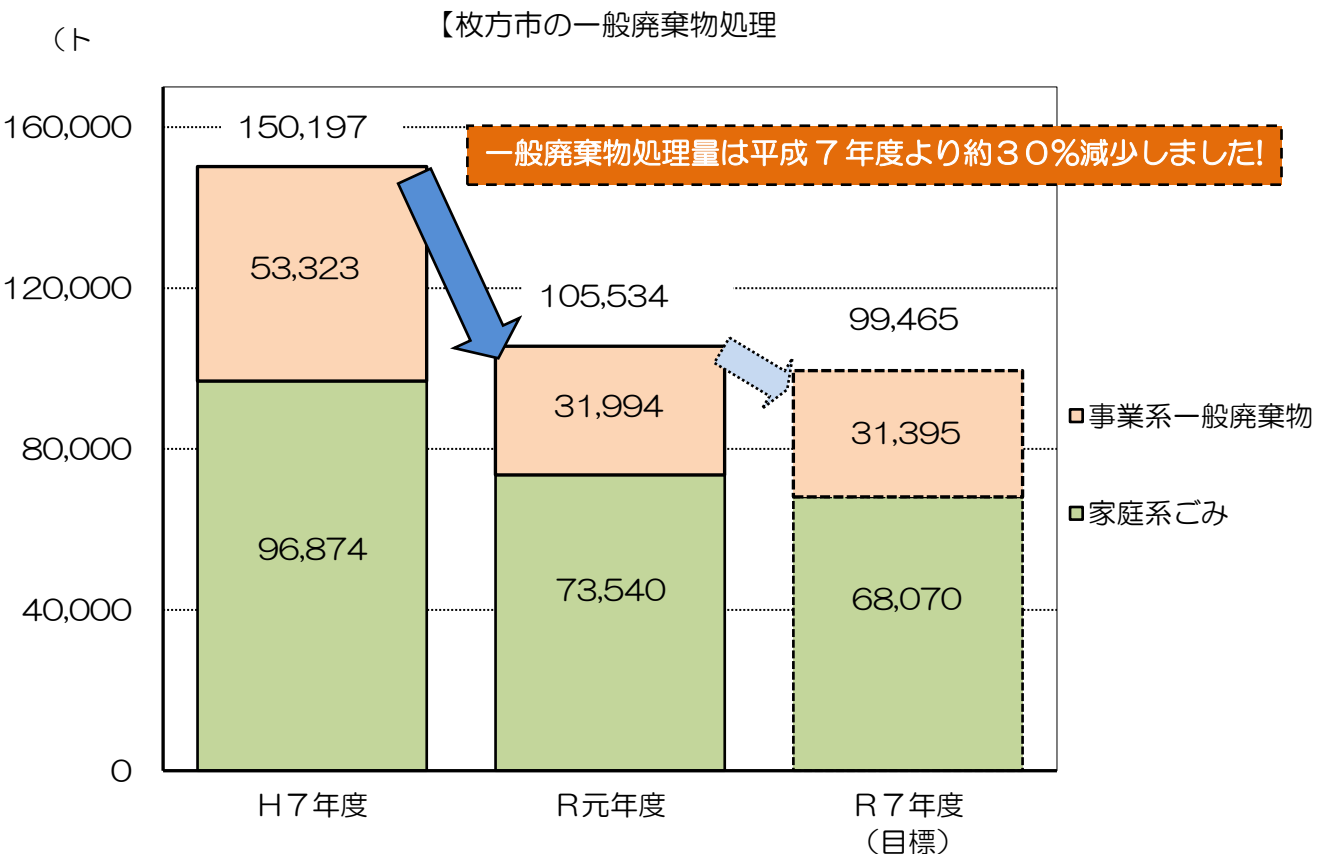
枚方市における一般廃棄物の排出状況

枚方市の一般廃棄物処理量（家庭系ごみと事業系一般廃棄物）は平成7年度にピーク（約15万トン）を迎えた後、ごみ減量施策として、ごみ袋の無色透明・白色半透明化、大型ごみ有料化や、事業系一般廃棄物の適正排出および減量に向けた啓発等を実施した結果、減少しています。令和元年度はピーク時の平成7年度に比べ、約4万5千トン（約30%）減少し、一般廃棄物処理量は約10万5千5百トンになりました。

事業系一般廃棄物の排出状況

事業所内でごみの発生抑制に取り組んでいただいていることや、段ボールやOA用紙などの古紙や、スーパーマーケット等から排出される魚あらなどをリサイクルしていただいていることなどの結果、令和元年度の事業系一般廃棄物処理量は平成7年度のピーク時（約5万3千トン）から約2万1千トン（約40%）減少しました。

目標値にはあと約2,400トンの削減が必要です。分別の徹底・古紙の再利用など日々の小さなことの積み重ねがごみ減量につながります。事業者の皆様におかれましては、さらなるごみ減量・リサイクルにご協力をお願いします。



5. ごみ減量に向けた取り組み

下記に示す3つの取り組みを積極的に行ってください。

発生抑制

生産・流通・消費の各段階からごみの発生を抑制する取り組み
(例)

- 資料作成時には両面コピー、ペーパーレスの実施を行う。
- 会議資料などの簡素化、文書・資料の共有またはペーパーレス会議の実施
- 製造業などでは、製造過程を見直すなどして不良品の発生率の低下を図る。
- 過剰な仕入れを抑制する。
- 飲食店などでは、メニューや盛り付けの工夫（小盛・中盛メニューなど）により、食べ残しの削減を図る。
- 使い捨てするもの（割り箸・紙おしぼりなど）の使用を極力控え、繰り返し使用できるもの（エコ箸・布おしぼりなど）を使用する。
- 飲食小売業では、消費期限が近付いている商品の値引き販売など、食品が廃棄物にならないよう販売方法を工夫する。
- 商品にならない食品などをフードバンクなどに寄付する。
- 食品の量り売り、ばら売りをする。
- 生ごみの水切りを行う。 など

再利用

繰り返し使えるものを選択し、何度でも再使用
(例)

- 食品や材料の仕入れなどに、かよい箱を使用する。
- OA用紙の裏面を利用する。
- エコ箸・布おしぼりを使用する。 など

再生利用

再使用できないものは、原材料として利用
(例)

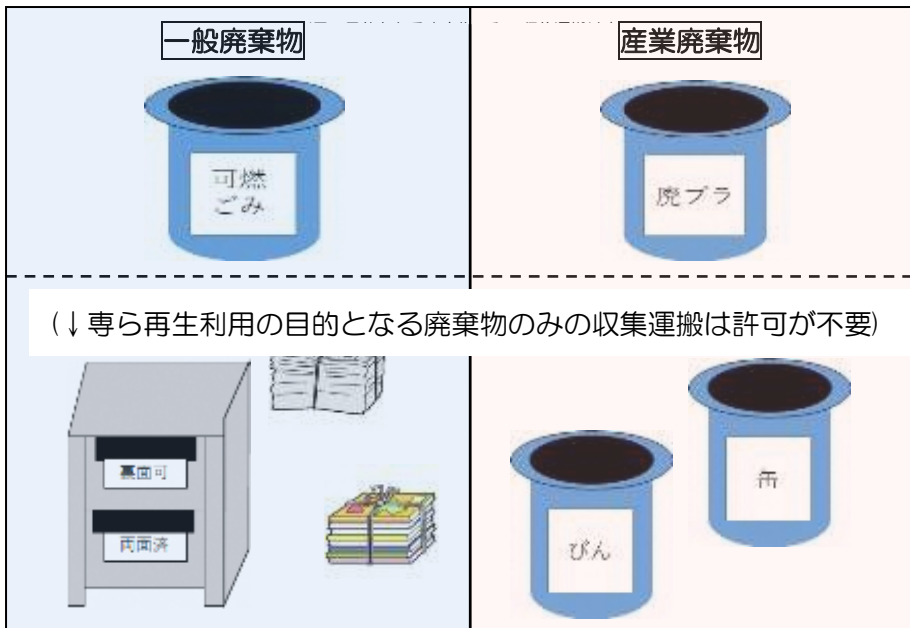
- 金属、ガラスなどを再生資源事業者へ引渡し、再資源化する。
- 再資源化できる紙類（段ボール、OA用紙、機密書類等）については積極的に再資源化する。
- 生ごみ処理機を導入する。 など

分別回収箱などの配置例

ごみの分別は、ごみ減量に向けた取り組みを行う上で、とても大切な事です。ごみの分別を適切に行うためには、分別の種類ごとにごみ箱を設置することが効果的です。また、ごみの分別表などを掲示し、全ての従業員の方が適切に分別できるよう努力してください。

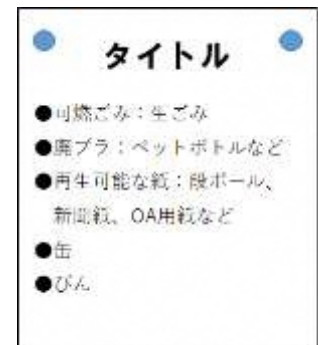
分別

分別する種類に応じたごみ箱などを設置。



分別表

分別方法を分かりやすく示した表を掲示。



事業所における減量・適正処理の取り組み事例



古紙の発生抑制について社内に表示しています



自社でごみの量を計量・把握し、減量に努めています



どこに何のごみを出すのかを表示し、従業員に適正排出を周知しています

このほかの例

- 各部門ごと（各売り場ごと）に廃棄物の袋数を記入させ、数値化することで意識向上を図る
- 商品の売れ行き等をデータ分析し、廃棄商品の発生を抑制するようにしている
- 紙の使用量についての取り組み目標を設け、印刷ミスの減少を図る

など

古紙のリサイクルについて

事業系一般廃棄物として清掃工場へ搬入された廃棄物の中には、雑誌や段ボールなどのリサイクルできる紙類が約 11%（※）も含まれています。リサイクルできる段ボールや OA 用紙などはリサイクルできる事業者と契約し、ごみ減量に努めてください。

※枚方市ごみ組成分析調査報告書（平成 28 年 3 月）

リサイクルできる古紙（例）



- 段ボール
- OA 用紙、シュレッダー紙
- チラシ、カタログ、パンフレット、箱類
- 新聞紙、雑誌 など

リサイクルに向かない古紙（例）



- 汚れた紙（油のついた紙、使い終わったティッシュペーパー及びタオルペーパー など）
- 粘着剤が塗布された紙（シール、ふせん、親展はがき など）
- 防水加工された紙
- 感熱紙、写真 など

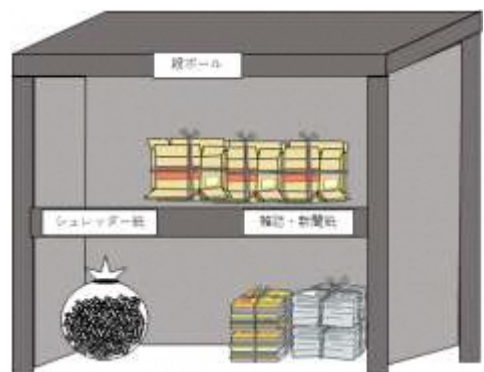
事業所での資源化可能な紙類の処理方法

● 処理方法

- ①一般廃棄物収集運搬許可業者へ回収を依頼し、リサイクルする。
- ②再生資源事業者へ回収を依頼し、リサイクルする。
- ③自ら再生資源事業者の事業所へ持ち込み、リサイクルする。

● 分別方法

分別区分の例示	
○	新聞紙
○	段ボール
○	OA用紙
○	雑誌
○	シュレッダー紙
○	その他の紙



分別区分を例示したり、分別箱を設置したりして、古紙を分別しやすい環境づくりに取り組んでください。また、機密書類についてもリサイクルとして排出できることがあります。詳細は契約している一般廃棄物収集運搬許可業者や古紙をリサイクルできる事業者にお問い合わせください。

食品廃棄物の減量について

ごみイラスト素材集)

事業系一般廃棄物の中には、売れ残り食品(特に発生抑制可能なもの)が約 4.1% (※) も含まれています。市全体の廃棄物の量を削減するには、食品廃棄物の減量が重要です。食品ロス(まだ食べられるのに捨てられてしまう食品)の削減に努めてください。なお、リサイクルできる事業者は「登録再生利用事業者」で検索し一覧表を参照してください。 ※枚方市ごみ組成分析調査報告書(平成28年3月)

発生を抑制する

食材の有効利用、食品の販売方法の工夫による売れ残りの削減、メニューの工夫による食べ残しの削減など、無駄を出さないように努めてください。

再生利用する

食品廃棄物を肥料、飼料などにリサイクルできる事業者へ処理委託してください。また、業務用ごみ処理機を導入する方法もあります。

減量する

食品廃棄物の70%は水分とされています。水切りを徹底するとともに、乾燥、発酵などにより減量化に努めてください。

お願い

リサイクルしてできた肥料、飼料で作られた農畜産物を使用してください

リサイクルはリサイクル製品を使用して成り立ちます。できるだけリサイクルしてできた肥料、飼料で作られた農畜産物を使用しましょう！

● 業種別の取り組み事例

製造業

- ☆ 需要予測精度向上
- ☆ 製造ミス削減
- ☆ 賞味期限延長年月表示化
など

卸売業

- ☆ 需要予測精度向上
- ☆ 売り切り
- ☆ 配送時の汚損・破損削減
など

小売業

- ☆ 需要予測精度向上
- ☆ 売り切り
- ☆ 小容量販売
- ☆ バラ売り
など

外食業

- ☆ 需要予測精度向上
- ☆ 調理ロス削減
- ☆ 食べきり運動
- ☆ 小盛サービス
など

★ 食品ロス削減事業「食べのこサンデー運動」

枚方市は、食品ロスを改めて意識していただくための運動として、「食べのこサンデー運動」を市民へ啓発しています。

また、市民に親しんでいただけるロゴマークを公募により右図のとおり決定し、より一層の食品ロスへの意識向上へ努めます。



6. 事業系ごみに関するQ&A

Q

事業所から出たごみの処理はどうすればよいのですか？

A

事業系ごみは事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、枚方市の許可を受けた処理業者などに委託するなどして、適正に処理してください。

なお、枚方市が許可する一般廃棄物収集運搬業者はP5に記載しています。

また、産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のしおり（産業廃棄物 排出事業者向け）をご覧ください。

Q

少ししか事業系ごみが出ないし、種類も家庭から排出されるごみと変わらないので家庭系ごみの集積所に出すことはできますか？

A

量や種類に関わらず事業活動に伴って排出されるごみは事業系ごみとなります。事業系ごみを家庭系ごみの集積所に出すことはできませんので、ごみの種類に応じて、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、枚方市が許可する処理業者などに委託するなどして、適正に処理してください。

なお、リサイクルできるものについては枚方市が許可する処理業者や再生資源事業者と相談していただき、リサイクルに努めてください。

Q

住居と店舗が同じ建物の場合は、どのようにごみを処理すればいいですか？

A

住居と店舗が一体であっても、事業系ごみを家庭系ごみとして出すことはできません。事業系ごみは事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分して、適正に処理してください。また、生活しているうえで排出するごみは家庭系ごみとして排出してください。

Q

分別は、家庭系ごみと同じ分別方法でよいのですか？

A

事業系ごみは家庭系ごみの分別方法とは異なります。例えば食器などの「陶磁器類」は家庭から発生するものは、枚方市は「粗ごみ」として市が収集を行いますが、事業所から発生するものについては「ガラスくず及び陶磁器くず」に分類され産業廃棄物になります。また、プラスチック製品については、プラマーク表記の有無に関わらず、産業廃棄物に該当しますので気を付けてください。

Q

従業員が飲食した後の弁当がら、缶、びん、ペットボトルは事業系一般廃棄物と混ぜて排出して良いですか？

A

従業員が飲食した後のプラスチック製の弁当がらやペットボトル、缶、びんは産業廃棄物になるので、事業系一般廃棄物と混ぜて排出できません。それぞれ適切に分別し処理してください。

- ・弁当がら（プラスチック製）…廃プラスチック類【産業廃棄物】
- ・缶…金属くず【産業廃棄物】
- ・びん…ガラスくず【産業廃棄物】
- ・ペットボトル…廃プラスチック類【産業廃棄物】

Q

清掃工場に機密書類などのごみを持ち込むことは出来ますか？

A

事業系ごみを清掃工場に直接持ち込むことはできません。枚方市が許可する一般廃棄物収集運搬業者にご相談ください。

なお、機密書類やシュレッダー古紙についても同様に、再生資源事業者にご相談ください。

ごみ収集車に有料広告を掲載しませんか？

家庭ごみを収集する車両は市内の国道・府道から住宅地、団地の中を走行します。

広告掲載に関するお問い合わせや申し込みについては環境政策室までお願いします。



事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引き

平成30年11月発行

令和3年4月改訂

令和3年9月改訂

編集発行：枚方市 環境部 環境政策室

〒573-1162 大阪府枚方市田口5丁目1番1号

TEL：072-807-6211 FAX：072-849-6645